

公 告

○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成21年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成20年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で490人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	児童指導員	薬剤師	心理判定員	獣医師	合計
男性	7	1	0	0	0	8
女性	2	0	2	1	1	6
合計	9	1	2	1	1	14

※割愛採用者、自治医大医師、大学教員は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	薬剤師	心理判定員	臨床検査技師	臨床工学技師	理学療法士	言語聴覚士	看護師	合計
男性	30	1	0	0	1	1	0	12	45
女性	9	0	1	3	0	1	1	62	77
合計	39	1	1	3	1	2	1	74	122

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	教育長	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	学校栄養職員	栄養教諭	合計
男性	1	75	24	0	3	0	1	104
女性	0	84	25	9	1	2	13	134
合計	1	159	49	9	4	2	14	238

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官（情報処理）	警察官（武道）	警察官（航空操縦士）	警察事務	鑑識（文書）	合計
男性	89	1	1	1	1	1	94
女性	19	0	0	0	3	0	22
合計	108	1	1	1	4	1	116

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成20年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて807人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	114	15	234	87	450
定年前退職	38	112	124	83	357
合 計	152	127	358	170	807

※割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成18・19年度に再任用された職員については2回、平成20年度については3回に限り任期を更新することができます。平成20年度における新規再任用者数は57人、任期更新者数は26人、離職者数は21人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	15	1	1	34	6	57
任期更新者数	16	1	0	9	0	26
離職者数	6	0	0	15	0	21

エ 職員数の状況

平成20年及び平成21年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成21年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成21年の職員数の主な増減理由

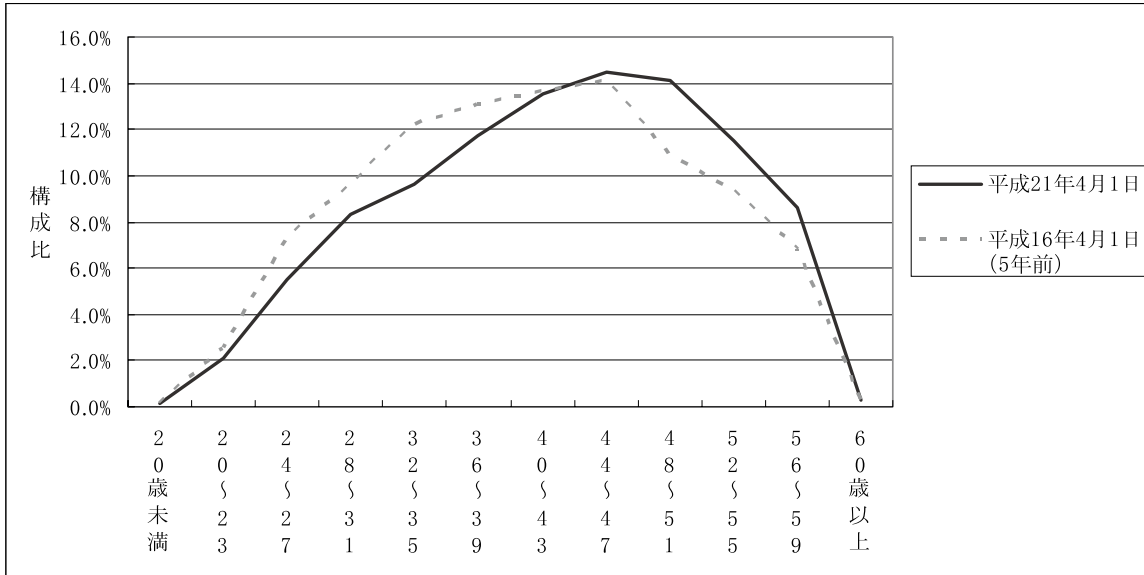
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成21年		
一般 行政 部門	議 会	34	31	△ 3	議会事務局の事務処理体制の効率化
	総務企画	634	625	△ 9	統計業務及び施設管理業務の事務処理体制の効率化
	税 務	201	196	△ 5	徴収業務の事務処理体制の効率化
	民 生	352	349	△ 3	高齢者・児童福祉業務の事務処理体制の効率化
	衛 生	518	518	0	
	労 働	86	88	2	雇用対策の強化に伴う増
	農林水産	1,149	1,082	△67	全国育樹祭終了に伴う組織廃止、地方局農村整備課の再編による事務処理体制の効率化
	商 工	191	192	1	しまなみ海道10周年記念事業関係業務の増
	土 木	942	901	△41	地方局建設部及び土木事務所の事務処理体制の効率化
	小 計	4,107 [32]	3,982 [45]	△125 [13]	
特別 行政 部門	教 育	13,257	13,046	△211	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,802	2,785	△17	警察官等の欠員不補充による減
	小 計	16,059 [49]	15,831 [77]	△228 [28]	
公営 企業 部門	小 計	2,018 [2]	2,070 [6]	52 [4]	診療体制強化による増

合計	22,184	21,883	△301	
(条例定数)	[83] (23,266)	[128] (22,548)	[45] (△718)	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。
 2 [] 内は、再任用職員の数であり、外書きです。
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2)給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
 4 一般行政部門には、知事の事務局（愛媛県立医療技術大学を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	33	462	1,204	1,822	2,111	2,565	2,956	3,163	3,092	2,520	1,889	66	21,883
構成比	0.2%	2.1%	5.5%	8.3%	9.6%	11.7%	13.5%	14.5%	14.1%	11.5%	8.6%	0.3%	100.0%

(ウ) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	5年間で一般行政部門の職員数を10.0%（450人）削減する計画

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成18年3月策定の「愛媛県構造改革プラン」の中で、平成17年4月1日現在の総定員（一般行政、公営企業、教育、警察部門22,963人）を平成22年4月1日までの5年間で6.5%（1,500人）削減する計画

d 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	平成16年 (計画前年)	平成17年 (1年目)	平成18年 (2年目)	平成19年 (3年目)	平成20年 (4年目)	平成21年 (5年目)	計	(参考) 数値目標
減員		125	78	235	210	139	787	

一般 行政 部門	増員		51	20	139	51	14	275	
	差引		△ 74	△ 58	△96	△159	△125	△512 (113.8%)	△450
	職員数	4,494	4,420	4,362	4,266	4,107	3,982	3,982	4,044

- 注1 計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。
2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成20年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	平成19年度 の人件費率
平成20年度	人 1,464,307	千円 591,690,952	千円 669,021	千円 181,731,923	% 30.7	% 31.6

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成21年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成21年度	人 20,208 (31)	千円 87,585,873	千円 15,177,392	千円 36,378,588	千円 139,141,853	千円 6,885

- 注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。
2 職員数は、平成21年度当初予算に計上された数値であり、平成21年4月1日現在の実職員数とは一致しません。
3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

なお、平成21年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

○特別職

区分	給料	期末手当
知 事	25/100	減額後の給料の月額による額
副知事	18/100	
教育長、管理者、常勤監査委員	15/100	

○一般職員

区分	給料	管理職手当	その他の手当
特定幹部職員	6/100	7.5/100	減額後の給料の月額による額
管理職員	4.5/100	7.5/100	
一般職員	3/100	-	
若年層職員	2.6/100	-	

*減額措置の対象となる手当（給料の月額を算出基礎に含む手当）
 地域手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特地・へき地手当
 農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当
 ※退職手当は、減額前の給料の月額による。

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成20年度におけるラスパイレス指数は、98.0です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表（一）適用者のそれを100として比較したものです。

